

公益社団法人京都府介護支援専門員会 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）定款第5条の規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続き)

第2条 当会の正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿)

第3条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により社員総会の議を経て定める会費規約による。

(サービスの停止)

第5条 前条の会費納付が期日までに確認できない場合、すべての会員サービスを停止するものとする。

2 会費の納付が確認できた場合、速やかに会員サービスを再開する。

(退会事由及び手続き)

第6条 会員は、4月1日から3月15日の間、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込者に対しては、第2条に定めにより、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(細則の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附則

本規程は平成21年10月29日から施行する。

平成24年12月 1日一部改正

平成26年 3月27日一部改正

平成28年 5月26日一部改正

平成29年 5月19日一部改正し、

平成29年 6月17日から施行する。

令和 3年 4月26日一部改正し、

令和 3年 4月 1日から適用する。

(別表)入会申込書に記載する主要事項

1 正会員、準会員

(1) 入会に際しての誓約

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス(パソコン・携帯)介護支援専門員資格取得時の資格

(3) 介護支援専門員登録番号、資格取得年月日、実務研修受講試験合格通知日、介護支援専門員としての勤務状況

(4) 勤務先名称、住所、介護保険法第115条の32に基づく事業所番号、事業所種別、電話・FAX・メールアドレス(パソコン・携帯)

2 賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(2) 団体名・社名・氏名、所在地又は住所、代表者又は責任者、担当者(連絡先)、申込口数、設立年月日、従業員数、主たる業種

(3) 会社案内、事業案内